



第 1 1 章 河 川

1 河川の概要

本県の面積は、9,323km²で、西方は日本海、他の三方は山に囲まれている。宮城、福島県境に連なる奥羽山脈は、本県の東側に障壁を作り、西側の出羽丘陵から越後山脈にかけての長大な山なみは、本県を庄内と内陸に分け、さらに新潟との県境を区切る。北側の出羽丘陵と奥羽山脈からなる秋田県境は、標高2,236mの鳥海山を除いては、標高はあまり高くないが、南側の福島県境には、吾妻、飯豊など標高1,000mから2,000mに及ぶ連峰を望見することができる。このように、本県は内陸地方（6,918km²）と庄内地方（2,405km²）とに大別され、内陸地方は、また、これらの山脈の支脈によって最上地方（1,803km²）、村山地方（2,619km²）、置賜地方（2,496km²）に細分される。出羽丘陵と越後山脈から庄内地方を流れる赤川や小河川は、直接日本海に注ぎ、内陸地方の河川は新潟県に流下している荒川水系を除き、いわゆる法河川としては、すべて最上川に集中する。南部吾妻山に源を発する最上川は、内陸地方を北に向かって貫流し、その間、米沢・長井・山形・新庄盆地を拓き、庄内地方では、広大な庄内平野を潤して、遠く日本海に注ぐ、東北では北上川に次ぐ大河川である。

以上の地形的環境に支配された本県の河川は、一級水系としては、最上川水系、赤川水系、荒川水系の3水系で、498河川（大鳥池を含む）、河川延長2,931km、二級水系としては、月光川水系、日向川水系等17水系で、59河川、河川延長270kmである。また、県内の一級二級河川の総延長は3,201kmにおよび、内訳は表1のとおりである。（他に市町村長が管理する準用河川が168河川、河川延長228kmあり、本県のいわゆる法河川の延長は3,430kmである。）

流路は、東西に流れるものと、南北に流れるものとに大別される。東西に流れるものは、山地より短距離で本流に合流するか海に注ぐため、一般に河床勾配が急で、その流域面積は狭小である。平地部の出口付近は扇状地帯をなし、この現象は特に村山盆地の河川で多くみられる。南北に流れる河川は、前者に比して流程が大であるため、概して河床勾配がゆるく、蛇行性のものが多い。また、多くの支川は、合流点付近では河積が小さく、かつ、最上川本流の背水現象によって、洪水時、大きな災害を被ることがある。最上川は、流域面積7,040km²を有

し、本県の幹川として各地方を流下しながら、農耕、水道、工業、発電、水産等あらゆる産業の水資源となっており、県民生活の基盤を成している。

〈表1〉

山形県河川総括表

令和7年6月1日現在

級別	水 系 名	河 川 数	流 路 延 長	適 要
一 級 河 川	最上川	431	2,484,520m	1 国土交通大臣管理区間 323,825m 幹川・・・1河川 205,988m 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川・・・27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 428河川 2,160,695m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池1,125m を含む)	1 国土交通大臣管理区間 48,006m 幹川・・・1河川 33,016m 酒田河川国道事務所 33,016m 支川・・・4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川 (1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 国土交通大臣管理区間 支川・・・2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計 (3 水系)	498	2,930,855m	国土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,549,824m
二 級 河 川	月光川	11	49,540m	知事管理区間
	日向川	15	75,480m	〃
	新井田川	6	35,330m	〃
	岡町川	1	750m	〃
	油戸川	1	920m	〃
	楯下川	1	660m	〃
	三瀬川	4	15,331m	〃
	五十川	6	27,600m	〃
	温海川	3	18,300m	〃
	庄内小国川	4	26,100m	〃
	巖沢川	1	1,200m	〃
	出口沢川	1	1,200m	〃
	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
	計 (17水系)	59	270,466m	〃
合計 (20水系)		557	3,201,321m	

2 河川事業

(1) 特定都市河川浸水被害対策推進事業

(個別補助事業(特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助) : 国費率 1/2)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格定期実施に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、計画的・集中的に事業を実施することで、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

令和8年3月に特定都市河川に指定した大旦川流域(村山市・東根市)の7河川において実施している。

(2) 大規模特定河川事業

(個別補助事業(特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

須川(山形市)を始め、3河川(一級河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する須川(山形市)においては、令和4年度よりJR奥羽本線より上流の蔵王成沢工区を新規区間として立ち上げ、令和13年度までの10年間で、ネック部の橋梁対策及び築堤盛土等を集中的に実施し、早期に地域の安全性の向上を図っていくこととしている。



一級河川須川

(3) 広域河川改修事業

(防災・安全交付金 : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

吉野川(南陽市)を始め、12河川(一級河川 10河川、二級河川 2河川)において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する吉野川(南陽市)等においては、これまでの河

道の整正や拡幅・築堤により流下能力が向上し、冠水や浸水被害の軽減が図られており、今後益々の工事の進捗が望まれている。

さらに、令和2年度(補正)からは、令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対する浸水被害の解消を図ることを目標に、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を最大限活用し、令和11年度までの概ね10年間で、集中的に河川整備を実施する。

また、これまでの治水や利水だけでなく、良好な環境の整備や保全についての要望が年々高まっており、県内の各河川において生態系や景観などに配慮した川づくりにも努めている。



一級河川古佐川（令和2年7月浸水被害状況）

（4）総合流域防災事業

（防災・安全交付金：国費率 1/2）

流域単位を原則とした一定の計画に基づき、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備（河川改修、堤防の質的強化対策など）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、ハザードマップ調査など）を行ない、流域一体となった総合的な防災対策を推進するための事業で、河川では以下の事業を展開している。

① 河川改修事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

羽黒川（米沢市）を始め、8河川（一級河川 8河川）で実施している。

また、指首野川（新庄市）等においては、地域整備と一体となった地元から親しまれる水辺空間の形成を図っている。

② 情報基盤総合整備事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

洪水、土砂災害などの自然災害発生時の危機管理体制を強化するために、降雨、水位、土砂災害等の各種観測施設とそこで得られる情報の収集・処理・伝達システムを整備する事業である。インターネットや携帯電話での情報配信提供を平成15年6月から開始しており、平成19年4月からは、一般利用者向けに気象・洪水情報等のメール配信を実施している。

また、洪水時に県民に適切な避難行動を促すため、既存の水位計を補完する危機管理型水位計は平成31年4月に、さらには洪水時の切迫感のある画像を提供する簡易型河川監視カメラは令和2年4月に運用を開始した。令和8年3月末時点の設置台数はそれぞれ99台（水位計）、96台（カメラ）である。

引き続き、システム関連設備の整備・改良を行い、情報提供の一層の充実を図っていく。

(5) 河川メンテナンス事業

(個別補助事業(特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

樋門、樋管等の河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するための事業であり、施設の更新や改築、応急的な改良が必要な施設について、河川管理施設長寿命化計画等に基づいた対策を行い、必要な施設機能を確保する。

本事業では、特定構造物更新事業として、赤川水系青竜寺川の丸岡分水堰(鶴岡市)の更新事業、応急対策事業として、最上川水系で排水樋門等の更新事業を実施している。

3 河川の維持管理

県単独事業として、護岸や床止等の修繕、河床浚渫、支障木伐採、堤防の除草等を行っている。

支障木伐採や河床掘削としては、令和8年3月に策定した「河川流下能力再生計画」に基づき、従来の取組みに加え、河道管理が将来的に持続可能となるような取組みを推進している。また、樋門・樋管等の河川管理施設については、修繕・更新の効率化とライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化計画を策定し、計画的に対策を進めている。

河川・海岸愛護については、県民意識の醸成を図り、美しく快適で豊かな県土の形成を目指して、昭和52年度以来「きれいな川で住みよいふるさと運動」を継続して実施している。県民・河川海岸愛護デーを2回（7月第1日曜日及び9月第2日曜日）設定し、多くの県民の参加を得て、県内の河川及び海岸において空き缶等のゴミの収集及び除草作業等を展開している。

さらに、河川管理への積極的な住民参画を進めるため、平成14年度からアダプト・プログラム（里親制度）により、行政とボランティア団体が連携した「河川アダプト導入モデル事業」を実施し、3年間で延べ288団体21千人の参加をいただいた。この成果を踏まえ平成17年度からは「ふるさとの川アダプト事業」として発展させ、住民と行政の協働による河川管理を引続き実施すると共に、人力では困難な伐木、伐根作業等を企業が建設機械等で手助けを行う「河川管理アシスト企業制度」も合わせて実施している。平成27年度からは、事業名を「ふるさとの川愛護活動支援事業」に変更し、引き続き将来を展望した住民との協働による河川管理の継続的制度の構築を目指していく。令和7年度の活動状況は、河川愛護活動は516団体2万2,456人、認定延長434km、河川愛護活動支援企業は181企業で取り組まれた。

河川愛護活動団体（～H26名称：アダプト団体）等の推移

年度	河川愛護活動 団体数	会員数 (人)	認定延長 (km)	河川愛護活動 支援企業数
H23	427	20,882	360	188
H24	467	21,904	381	189
H25	476	21,577	382	191
H26	497	22,166	399	191
H27	510	22,610	404	193
H28	519	24,817	402	199
H29	513	23,588	416	190
H30	516	23,486	436	189
R1	518	23,000	446	186
R2	524	24,019	428	194
R3	503	23,487	496	193
R4	506	23,243	493	194
R5	514	22,917	489	190
R6	513	22,675	459	185
R7	516	22,456	434	181

4 海岸事業

本県の海岸は日本海に面し、南は新潟県境から北は秋田県境まで、出入りの少ないほぼ直線的な海岸線を形成している。

岩礁海岸と砂浜海岸では、海岸線に沿って人家、道路、鉄道が張りついているところが多く、越波による侵食に悩まされ続けていた。これらを解消するため、海岸保全事業として護岸の整備を進め、現在では人家連担地域についてはほぼ概成している。さらに越波ならびに汀線の後退が続いていた、主に集落付近の海岸については、護岸・突堤等の整備を進め効果をあげている。

平成15年12月に策定した「山形沿岸海岸保全基本計画」（R8.3変更）に基づき、海岸侵食が顕著な海岸「菅里地区（H6～H17）」「宮海地区（S62～H27）」「比子地区（H7～R13）」について侵食対策事業を実施している。

また、東日本大震災を受け、津波対策を構築するにあたり、これからの想定津波の考え方として、中央防災会議地震津波専門調査会において2つの津波レベルが示された。

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:「**最大クラスの津波**」
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立 **【減災】**
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波:「**頻度の高い津波**」
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備 **【防災】**

この分類に基づき、施設管理者(海岸管理者、河川管理者および港湾管理者等)は「頻度の高い津波」を想定し、既存施設等による防護効果を検証し、必要に応じ海岸保全施設等の整備を実施する。

さらに、老朽化対策として、宮海地区海岸の長寿命化計画を平成27年度末に策定、令和7年度には沖合施設の評価及び護岸の再評価を行い15地区海岸について長寿命化計画を策定しており、計画に基づき点検・修繕、対策工事を進めていく。

山形県海岸総括表

所 管	海岸線延長 (m)	左のうち 海岸保全区域延長 (m)	左のうち 海岸保全施設の 有効延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	68,826	49,092	21,784
国土交通省 港湾局	34,785	10,657	7,511
農林水産省 水産庁	30,960	12,325	6,391
計	134,571	72,074	35,686

5 ダム事業

本事業は、下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、水力発電、都市用水の補給等を目的としたダムを構築し、その効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させて、県民経済の成長と県民生活の向上に寄与することを目的とするものである。

本県は、戦前から野川ダム、荒沢ダム建設の計画があつて調査をしてきたが、戦争のため中止され、戦後、国土総合開発法の公布により再び野川総合開発計画がとりあげられ、管野ダム（長井ダムの完成にともない、平成21年9月に国土交通省へ管理引継ぎ）の竣工をみた。その後、多目的ダムとして、荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム、温海川ダム、白水川ダム、神室ダム、田沢川ダム及び綱木川ダム、また、治水ダムとして、月光川ダム、前川ダム及び留山川ダムがそれぞれ完成した。

また、平成20年度に最上小国川流水型ダム（最上町）の建設事業に着手し、令和元年度に完成した。



最上小国川流水型ダム（令和2年3月竣工）

山形県管理のダム一覧表

令和7年4月現在

ダム名	水系名	河川名	位置	目的	型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m ³)	集水面積 (km ²)	湛水面積 (km ²)	総貯水容量 (千m ³)	有効貯水容量 (千m ³)	完成年度
管野ダム(※)	最上川	置賜野川	長井市 平野	F.N.P	G	44.5	81.8	36,420	98.0	0.26	4,470	3,042	S28
荒沢ダム	赤川	鶴岡市 (旧朝日村)荒沢		F.N.P	G	63.0	195.5	156,000	162.0	1.89	41,420	30,870	S30
木地山ダム	最上川	置賜野川	長井市 寺泉	N.P	HG	46.0	168.2	62,000	63.0	0.60	8,200	6,400	S35
高坂ダム	最上川	鮭川	真室川町 差首鍋	F.P	G	57.0	118.7	68,700	68.2	1.10	19,050	12,750	S41
蔵王ダム	最上川	馬見ヶ崎川	山形市 上宝沢	F.N.W	HG	66.0	273.8	276,000	21.0	0.24	7,300	5,200	S44
月光川ダム	月光川	遊佐町 吉出		F	GR	48.0	205.0	ロックフィル: コンクリート: 50,000 122,500	27.6	0.15	1,780	1,670	S53
前川ダム	最上川	前川	上山市 川口	F.N	R	50.0	285.5	690,000	21.2	0.35	4,400	4,100	S57
温海川ダム	温海川	鶴岡市 (旧温海町)一霞		F.N.P	G	60.0	167.0	135,000	31.6	0.39	5,700	4,400	S61
白水川ダム	最上川	白水川	東根市 泉郷	F.N.A	G	54.5	367.0	314,000	15.2	0.30	5,300	4,600	H2
神室ダム	最上川	金山川	金山町 有屋	F.N.W.P	G	60.6	257.0	307,000	22.5	0.40	7,400	5,800	H5
田沢川ダム	最上川	田沢川	酒田市 (旧平田町)山元	F.N.W	G	81.0	185.0	217,000	23.2	0.35	9,100	7,900	H13
綱木川ダム	最上川	綱木川	米沢市 箋沢	F.N.W	R	74.0	367.5	ロックフィル: コンクリート: 2,155,000 155,400	40.5	0.49	9,550	8,300	H19
留山川ダム (生活貯水池)	最上川	留山川	天童市 山口	F.N	G	46.0	115.0	57,000	7.2	0.09	1,120	1,000	H23
最上小国川 流水型ダム	最上川	最上小国川	最上町 富澤	F	G	41.0	143.0	39,800	37.4	0.28	2,300	2,100	R元

目 的

F：洪水調節
N：(既得取水の安定化及び
河川環境の保全等)
A：かんがい
W：上水道用水
I：工業用水
P：発 電

ダ ム 型 式

R：ロックフィル
G：重力式コンクリート
HG：中空重力式コンクリート
GR：複合(重力式コンクリート
+ロックフィル)

※管野ダムは長井ダムの建設に伴い平成21年度に用途廃止

6 水防

県庁河川課に水防本部を置き、各総合支庁及び分庁舎に水防支部を置く。水防本部及び支部では、気象予警報発令の際に水防要員が待機して、通報・連絡等の業務を行っており、特に水防支部においては管内市町村の避難指示等の判断にかかる支援のための情報提供等を行っている。

また、各水防支部の管内に地区連絡会を設け、地区内の各消防本部・警察署・管理団体・出先関係官庁の協力を得て地区内水防計画の樹立および水防に関する事項について対策協議を行っている。